

岩手県告示第220号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち総務部に係るもの（平成20年岩手県告示第269号）の一部を次のように改正する。

平成23年3月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
総務室	公立大学法人岩手県立大学運営費交付金	総務室	公立大学法人岩手県立大学運営費交付金及び <u>公立大学法人岩手県立大学施設等整備事業費補助</u>
法務学事課	指定認証機関交付金、私立高等学校等就学支援金交付金、私立学校運営費補助、私立学校教職員退職金給付事業費補助、日本私立学校振興・共済事業団補助、私立高等学校等授業料減免補助、認定こども園整備事業費補助、 <u>認定こども園等環境整備事業費補助及び</u> 学校図書館等整備・充実事業費補助	法務学事課	指定認証機関交付金、私立高等学校等就学支援金交付金、私立学校運営費補助、私立学校教職員退職金給付事業費補助、日本私立学校振興・共済事業団補助、私立高等学校等授業料減免補助、認定こども園整備事業費補助、 <u>認定こども園等環境整備事業費補助、</u> 学校図書館等整備・充実事業費補助 <u>及び</u> 私立特別支援学校自立支援施設等整備事業費補助
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			